

議案第77号

日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月11日提出

日野町長 景山 享弘

日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定理由と概要

1 条例制定の背景

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、個人番号を町独自の事務に利用する場合や異なる事務や部局間で特定個人情報の授受を行う場合は、その旨を条例で規定する必要があるため条例を制定する。

2 内容

(1) 用語の定義（第2条）

(2) 町の責務（第3条）

(3) 個人番号の独自利用について

ア 地方税情報と連携するため個人番号を利用（第4条第1項、第2項、第1表、第2表）

- ・日野町特別医療費助成条例の助成に関する事務
- ・社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務

イ 照会画面等に法定の利用事務と法定以外の事務に関する内容をあわせて表示し、事務効率を図るため個人番号を利用（第4条第1項、第1表）

- ・健康増進法に基づく健康増進事業以外の検診に関する事務
- ・予防接種法以外の予防接種に関する事務
- ・療育手帳に関する事務

(4) 町長部局から教育委員会部局への情報提供について（第5条、第3表）

- ・保育料に関する事務及び保育給付に関する事務について地方税情報等の利用を可能とする

3 附則規定

平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者を言う。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 日野町（以下「町」という）は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号の提供に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用に係る事務)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第2の上欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長及び日野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使

用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

機関	事務
1 町長	日野町特別医療費助成条例による医療費の助成に関する事務
2 町長	健康増進法に基づく健康増進事業以外の検診に関する事務
3 町長	予防接種法による定期の予防接種以外の予防接種に関する事務
4 町長	療育手帳に関する事務
5 町長	社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務

別表第2（第4条第2項関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	日野町特別医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	地方税関係情報
2 町長	社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務	地方税関係情報

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	町長	地方税関係情報